

育児休業を取得して、パパママ二人で子育てをしてみませんか？ ～拡充された育児休業給付も応援します～

○経済的支援制度もあります。「育児休業を取得するのは経済的に厳しい」という方、以下をご存知ですか？

★育児休業給付の支給率が67%に引き上げられました！（育児休業開始から180日目まで。181日目からは50%）

★育児休業給付は非課税です。

★育児休業給付を受けている期間中、給与が支払われていなければ、雇用保険料の負担はありません。

★育児休業をしている間の社会保険料は、被保険者本人・事業主負担分ともに免除されます。

★控除対象配偶者に該当するかどうかを判定するときの合計所得金額にも含まれません。

問合せ先：埼玉労働局雇用均等室
(TEL 048-600-6210)

※育児休業給付についてはハローワークへ、社会保険については年金事務所等へお問い合わせください。

